

○豊橋市快適なまちづくりを推進する条例施行規則

平成24年 3月30日

規則第47号

改正 平成28年 3月29日規則第20号

豊橋市快適なまちづくりを推進する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊橋市快適なまちづくりを推進する条例（平成24年豊橋市条例第16号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(路上喫煙禁止区域及びポイ捨て禁止重点区域の指定の告示事項)

第2条 条例第11条第4項（同条第5項及び条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 路上喫煙禁止区域又はポイ捨て禁止重点区域の名称及び区域
- (2) 指定の効力の発生日
- (3) 路上喫煙禁止区域にあつては、指定の期間又は時間（期間又は時間を限って指定したときに限る。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(勧告)

第3条 条例第13条の規定による勧告は、口頭又は勧告書（様式第1）により行うものとする。

(措置命令)

第4条 条例第14条の規定による命令は、口頭又は命令書（様式第2）により行うものとする。

(過料)

第5条 条例第16条の規定により科すべき過料の額は、2,000円とする。

2 市長は、条例第16条の規定により過料の処分をしようとするときは、当該処分の名あて人となるべき者に対し、あらかじめ口頭又は告知・弁明書（様式第3）の交付により、その旨を告知するとともに、弁明の機会を与えるものとする。

3 市長は、条例第16条の規定により過料の処分をするときは、当該処分の名あて人に対し、過料処分通知書（様式第4）を交付するものとする。

(身分証明書)

第6条 条例第13条、第14条及び第16条の規定による事務を行う職員は、その身分を示す証明書（様式第5）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、豊橋市職員身分証明書を持つ者は、豊橋市職員身分証明書をもってこれに代えることができる。

（委任）

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。ただし、第2条の規定は公布の日から、第5条の規定は平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日規則第20号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（豊橋市個人情報保護条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

3 この規則の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

様式第1（第3条関係）

第 年 月 日 号

勸 告 書

住 所

氏 名 様  
連絡先（ ） ー

豊橋市長

㊤

あなたが行った次の行為は、豊橋市快適なまちづくりを推進する条例第13条の規定に違反していますので、同条の規定により、次の措置を講ずるよう勧告します。

行為の内容	
措置の内容	

<参考> 豊橋市快適なまちづくりを推進する条例  
(勸告)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) ポイ捨て禁止重点区域外において第7条（ポイ捨て禁止）の規定に違反した者
- (2) 第10条（飼い犬のふんの放置禁止）の規定に違反した者

※（ ）内は、違反行為の内容になります。

備考 必要があるときは、所要事項を調整して使用することができる。

様式第2（第4条関係）

命 令 書

豊橋市達第 号

住 所

氏 名 様

連絡先（ ） -

あなたが行った次の行為は、豊橋市快適なまちづくりを推進する条例第14条の規定に違反していますので、同条の規定により、次の措置をとることを命じます。

なお、この命令に正当な理由がなく従わないときは、同条例第16条の規定により過料2,000円が科されます。

年 月 日

豊橋市長

㊟

行為の内容	<input type="checkbox"/> 路上喫煙禁止区域内での路上喫煙
	<input type="checkbox"/> ポイ捨て禁止重点区域内でのポイ捨て
措置の内容	

<参考> 豊橋市快適なまちづくりを推進する条例

(措置命令)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- (1) 第6条第2項（路上喫煙禁止区域内での路上喫煙禁止）の規定に違反した者
  - (2) ポイ捨て禁止重点区域内において第7条（ポイ捨て禁止）の規定に違反した者
- ※（ ）内は、違反行為の内容になります。

この処分について不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、豊橋市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、豊橋市を被告として（訴訟において豊橋市を代表する者は豊橋市長となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 必要があるときは、所要事項を調整して使用することができます。

様式第3（第5条関係）

第 号  
年 月 日

告 知 ・ 弁 明 書

住 所

氏 名 様  
連絡先（ ） -

豊橋市長 ㊦

あなたが行った次の行為は、豊橋市快適なまちづくりを推進する条例第14条の規定に違反しており、過料処分の対象となります。

行為の日時	年 月 日（ 曜日） 時 分頃
行為の場所	豊橋市
行為の内容	<input type="checkbox"/> 路上喫煙禁止区域内での路上喫煙
	<input type="checkbox"/> ポイ捨て禁止重点区域内でのポイ捨て

弁 明	<input type="checkbox"/> 上記のとおり認めます。	
	<input type="checkbox"/> 次のとおり弁明します。	上記事実について <input type="checkbox"/> 覚えがありません。 では <input type="checkbox"/> 誤りがあります。
	署 名	

<参考> 豊橋市快適なまちづくりを推進する条例  
(措置命令)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- (1) 第6条第2項（路上喫煙禁止区域内での路上喫煙禁止）の規定に違反した者
  - (2) ポイ捨て禁止重点区域内において第7条（ポイ捨て禁止）の規定に違反した者
- ※（ ）内は、違反行為の内容になります。

(罰則)

第16条 第14条の規定による命令に違反した者は、2万円以下の過料に処する。

備考 必要があるときは、所要事項を調整して使用することができる。

様式第4（第5条関係）

過料処分通知書

豊橋市達第 号

住所

氏名 様

連絡先（ ） ー

あなたは、次の行為に対する措置命令に従いませんでしたので、豊橋市快適なまちづくりを推進する条例第16条の規定により、2,000円の過料に処します。

年 月 日

豊橋市長 ㊟

行為の日時	年 月 日( 曜日) 時 分頃
行為の場所	豊橋市
行為の内容	<input type="checkbox"/> 路上喫煙禁止区域内での路上喫煙
	<input type="checkbox"/> ポイ捨て禁止重点区域内でのポイ捨て

過料は現金又は納入通知書によりお支払いください。

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、豊橋市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、豊橋市を被告として（訴訟において豊橋市を代表する者は豊橋市長となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 必要があるときは、所要事項を調整して使用することができる。

様式第5（第6条関係）

（表）

第 号	
身分証明書	
写 真	氏 名
	生年月日
上記の者は、路上喫煙、ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置に対する指導、勧告、命令及び過料の処分の手続きを行う職員であることを証明する。	
年 月 日発行	豊橋市長 ㊟

（裏）

豊橋市快適なまちづくりを推進する条例
（勧告）
第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
（1）ポイ捨て禁止重点区域外において第7条（ポイ捨て禁止）の規定に違反した者
（2）第10条（飼い犬のふんの放置禁止）の規定に違反した者
（措置命令）
第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
（1）第6条第2項（路上喫煙禁止区域内での路上喫煙禁止）の規定に違反した者
（2）ポイ捨て禁止重点区域内において第7条（ポイ捨て禁止）の規定に違反した者
※第13条及び第14条の（ ）内は、違反行為の内容になります。
（罰則）
第16条 第14条の規定による命令に違反した者は、2万円以下の過料に処する。
豊橋市快適なまちづくりを推進する条例施行規則
（身分証明書）
第6条 条例第13条、第14条及び第16条の規定による事務を行う職員は、その身分を示す証明書（様式第5）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、豊橋市職員身分証明書を持つ者は、豊橋市職員身分証明書をもってこれに代えることができる。

大きさは、たて5・5センチメートル、よこ8・5センチメートルとする。